

## 審議の進め方（案）

諮問第 1172 号、諮問第 1173 号、諮問第 1174 号及び諮問第 1175 号に係る審議については、以下のとおり進めることとする。

- (1) 次回の有線放送部会において、以下の者から意見の聴取を行い、意見聴取等の結果等を踏まえ、論点を整理する。
  - ・ 裁定申請者 4 社（大分県の有線テレビジョン放送事業者 4 社）
  - ・ 裁定対象者 4 社（福岡県の放送事業者 4 社）
  - ・ その他部会が必要と認める関係者（大分県の放送事業者 3 社等）
- (2) 次々回の有線放送部会において、必要があれば追加の意見聴取を行った上、論点整理を踏まえた審議を行う。
- (3) その後の有線放送部会において、裁定案について審議を行い、答申する。

以上